

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### 様式 1042 電子申告に関する暫定規則の公表について

2021年9月13日

2021年7月23日、米国財務省（The US Department of the Treasury）は連邦官報において、多くの申告書に対する電子申告要件を改正する[財務省規則案](#)（以下「規則案」、（英語、PDF））を公表した。本規則案には、金融機関によって提出される様式 1042「外国（法）人の米国源泉所得における年次源泉徴収税申告書」の申告方法に係る改正も含まれており、今後金融機関における様式 1042 の提出方法が変更されることが見込まれている。本規則案の目的は、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）の手作業による申告書処理の軽減や還付及び税額控除の処理の適時性及び正確性向上であり、これにより電子申告の量が大幅に増加すると予測される。本ニュースターでは、本規則案における様式 1042 関連の改正内容及び QI アカウントマネジメントシステムアクセス時のブラウザについて、簡単に概要並びに留意点を記す。

#### 1. 様式 1042 電子申告に関する概要

これまで、金融機関によって申告される様式 1042-S については、既に電子申告による提出が求められてきた。今回、先述の規則案による改正に伴い、様式 1042 についても以下の提出者については電子申告が義務付けられることとなる。

- 1) いかなる種類であれ当該暦年中に 10 部以上の申告書の提出を義務付けられる事業体
- 2) 100 名超のパートナーを有するパートナーシップ
- 3) 金融機関

したがって、今後 QI である金融機関が様式 1042 の提出を行う際には、電子申告による提出が必須となる見込みである。なお、個人、信託、及び遺産信託に関しては、様式 1042 の電子申告要件からは除外されている。

また、修正申告が必要になった場合の申告方法についても、元の申告書と同じ方法での提出が求められることとなる。電子申告にて提出した様式 1042 の修正申告は、同じく電子申告にて行う必要があり、これまでとは異なる対応が求められるため、注意が必要である。

本規則案ではまた、パートナーシップ、法人、及び信託の申告書を含む、その他の様々な申告書の電子申告要件が追加・改正されており、新たな要件の施行を可能とするため、対応す

る罰則規定が更新されている。また、場合によっては、提出者が電子申告要件の負担の免除を要請することが可能となる見込みである。

電子申告規定は原則的に、規則案が最終規則となった日付より後に開始する暦年の提出義務に適用されるため、例えば本規則案が 2021 年中に最終規則となった場合には、2022 年の申告書提出から影響することとなる。

#### 2. QI アカウントマネジメントシステムアクセス時のブラウザ

2021年6月、IRS は [FATCA Qualified Intermediary, Withholding Foreign Partnership, and Withholding Foreign Trust Applications & Account Management User Guide](#)（適格仲介人／源泉徴収外国パートナーシップ／源泉徴収外国信託申請・アカウント管理ユーザーガイド）（Pub.5262（IRS ウェブサイト（英語、PDF）））のアップデートを公表した。

2021年6月版の当該ユーザーガイドでは、[QI/WP/WT アカウントマネジメントシステム](#)（以下「QI ポータル」）アクセス時のブラウザに係る記載が更新されている。これまで互換性サポートがあり利用可能なブラウザとして、Internet Explorer、Google Chrome、Mozilla Firefox の 3 つが認められていたが、今回のアップデートに伴い、Internet Explorer はサポートされるブラウザから除外され、代わりに Microsoft Edge が追加された。

Internet Explorer や Apple Safari など、上記以外のブラウザについては、QI ポータルと互換性を有しないものとみなされ、最善のユーザー体験や完全な機能が提供されない可能性がある旨、当該ユーザーガイドにて明記されたため、今後 QI ポータルにアクセスする際は、可能な限り Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome のうちのいずれかのブラウザを使用されたい。

#### おわりに

米国投資の仲介等を行っており、毎年様式 1042 による年次申告作業を実施している金融機関については、先述の規則案に係る改正に伴い、今後の申告作業の流れが大きく変わることが予想される。当該規則案が最終規則となるタイミングによって、いつから様式 1042 の電子申告が義務付けられるかが

変わるため、金融機関は本件に関する動向を注意深く見守る必要がある。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の

上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

| デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| パートナー                       | 前田 幸作  | <a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>       |
| シニアマネジャー                    | 秋葉 奈緒子   | <a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>         |
| シニアマネジャー                    | Yeh Ching-Feng (Vincent)   | <a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>   |
| マネジャー                       | 渡邊 美穂子   | <a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a> |
| マネジャー                       | 近藤 祐美  | <a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>           |
| 所在地                         | 〒100-8362<br>東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング  |  |
| Tel                         | 03-6213-3800 (代)   |  |
| email                       | <a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>                         |  |
| 会社概要                        | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>                   |  |
| 税務サービス                      | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a> |  |

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001